

事務連絡  
令和7年5月

排水設備指定工事店 各位

常滑市下水道課長

**「メカロック支管及び番線施工の禁止について(通知)」の取り下げについて(通知)**

日頃は、常滑市の公共下水道事業の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、当市における管更生工事において、メカロック支管の取付部にて器具の破損に伴う施工不良が発生したことを踏まえ、令和7年4月付で指定工事店の皆様に対して、「メカロック支管及び番線施工の禁止について(通知)」を通知させていただきました。

その後、当市において、メーカーへの聞き取りなどの調査したところ、今回の管更生工事の施工不良については、製品の構造等が原因ではなく、取付時の施工不良が要因であることが判明いたしました。

従いまして、令和7年4月付け「メカロック支管及び番線施工の禁止について(通知)」は、番線施工の禁止も含めて取下げします。

指定工事店の皆様におかれましては、今回の件により混乱を招いたことをお詫びするとともに、支管取付工事の実施にあたっては、メーカーが指示する施工条件・工法を都度確認のうえ、適切な取付工事の実施の徹底を行うようお願いいたします。

※当該通知については既にホームページから削除しております。

<問合せ先> 常滑市建設部下水道課 業務チーム(澤田)  
電話 0569-47-6124(ダイヤルイン)